

平成28年1月7日

参議院本会議、総理国際会議報告に対する代表質問

民主党新緑風会 大野元裕

民主党新緑風会を代表し、総理による「最近の海外出張に関する報告」に対し質問をいたします。

北朝鮮政府が昨日水爆実験を行ったとの報道がありますが、我が国政府は如何なる事実を把握し、どのような対応を行っていくのか、それぞれについてご説明ください。(総理)

また、質問に先立ち、臨時国会召集について問います。憲法第53条の規定に基づき二回に亘り要求された臨時国会は結局、召集されませんでした。TPP、消費増税、GPIFにおいて国民の資産が3ヶ月で約8兆円毀損した問題等、国民の皆様に見える形で審議を尽くすべき喫緊の課題は山積していました。さらに、本院では環境委員会並びに厚生労働委員会の委員長が空席となったが、臨時国会が開催されなかったために、国会で選出すべき委員長不在が継続しました。さらには、国会同意人事が行われず、公務員給与法案は棚晒しにされ、決算審議も滞りました。それにもかかわらず安倍政権は、国会召集要求を約3ヶ月に亘り無視し続けました。

なぜ政府は、喫緊の課題に対し国会がその責任を果たそうというのに、憲法の規定を無視し、臨時国会召集要求を蔑ろにし続けたのか、総理の見解を伺います。(総理)

菅官房長官は10月8日の記者会見において、本件について、総理の政治日程、外交日程を最優先しなければならないと述べておられるが、国権の最高機関たる国会が臨時国会の開会を求めているのに、総理の政治日程および外交日程を憲法の規定に優先させることができる法的根拠を示していただきたい。(官房長官)

野党は幾度も総理の外交日程には最大限配慮すると申し上げてまいりました。それにもかかわらず、政府は外交日程を理由に国会の開会要求を受け入れなかった。それはつまり、国会開会中、総理は外遊を行わず、野党も総理の外交日程に配慮する必要はないというのが政府の基本的姿勢と理解するが、この点、総理に確認させていただきたい。(総理)

総理の外交の内、アジアにおける取組からお伺いしたい。

総理からは、日中韓サミット出席報告、中韓首脳との二国間会談について報告がありました。それを受け、慰安婦問題が最終的且つ不可逆的に解決されるという合意に到ったことは率直に喜ばしく、日韓関係が未来志向に変わることが期待しています。その上で伺います。総理は今般の出張報告で国際法を強調されましたが、今回の日韓合意の法的位置づけを教えてください。特に、65年の日韓基本条約を補足する合意なのか等、この条約との法的関係についてお答えください。(総理)

我が国政府は一貫して請求権・財産権を含む法的問題については解決済みと主張まいりましたが、その立場は変わらず維持されていますか。(総理)

かつて野田政権下でアジア女性基金のフォローアップ事業について検討した際、安倍政権の閣僚であった自民党議員は国会の質疑において、「政治的にも解決済みである」、あるいは「人道的な見地から知恵を絞っていきたいということは、決着しているわけじゃない、そういうふうに向こうはとる」と発言してられました。自民党や安倍政権の閣僚の方々の見解に従えば、政治的解決や、人道的な見地から知恵を絞ることも許されません。ならば今回の合意はどんな解決と言えるのか、総理、ご説明いただきたい。(総理)

法的責任を果たすことなく、韓国側が設置する基金に日本のみが税金から拠出するということは、この基金の支出行為に対して我が国が発言権を留保していると理解してよろしいですか。(総理)

この基金への10億円の拠出は、慰安婦像の撤去が前提となるのでしょうか。(総理)

岸田外務大臣は、慰安婦像の「適切な移動がなされる」と述べられたが、慰安婦像が現在の地点になれば、撤去されずともよいと韓国側に表明されたのですか。また、どこに移動するか、確約を取られたのですか。(外相)

報道によれば総理は、私たちの子や孫、その先の世代の子ども達に謝罪し続ける宿命を背負わせるわけにはいかないと述べられた由です。しかし私は、韓国政府が謝罪を求めた対象は日本国民ではなく、日本政府と理解していました。韓国政府は日本国民に対する謝罪を求めていたのですか。今回の合意がなければ、今も将来も、日本国民が慰安婦に謝罪する責任を負っていたと総理はお考

えだったのですか。(総理)

東アジア首脳会議では、南シナ海の一方的現状変更に関し議論が行われたとの報告がなされました。この会議の際に行われた日米首脳会談においては、自衛隊の南シナ海における活動について、「情勢が日本の安全保障に与える影響を注視しつつ検討を行う」との表現がありました。この表現は、昨年7月21日、中谷防衛大臣が、南シナ海における自衛隊の警戒監視について述べた際に使われた表現とほぼ同一です。能力支援や共同訓練の強化等の自衛隊による措置はともかく、総理は、国会で説明すらされていない南シナ海における警戒監視活動を検討することについて、オバマ大統領に対して表明されたものではありませんか。そうでなければ、明確に否定していただきたい。(総理)

我が国の安全保障に鑑みれば、南シナ海における一方的な現状変更を許すような状況を東シナ海に持ち込ませないことが重要と考えます。昨年の通常国会において政府・与党が強行採決した安保法制は、尖閣諸島等の領土領海を守ることに対応する法律ではありません。自民党は衆議院議員選挙の際の「領海警備法案」という公約を反故にし、その上で総理は、尖閣等のグレーゾーン対処に対しては、運用で十分対処できるとされました。しかし、年末には武装した中国公船が我が国領海に立ち入り、南シナ海でも緊張が継続しています。政府が運用で十分とするのに対し民主党は、政府が安保法制を提出する半年も前の一昨年末から領域警備法を国会に提出し、政府の対案を待ち続けていましたが、政府与党は三度もこの法案を廃案にしました。我々は、今国会でもこの法案を提出するつもりです。改めて総理に伺いますが、領域警備について与野党で真摯に議論し、縦割り行政を克服して日本の領土領海を守るための法律を制定する必要を、お感じではありませんか。(総理)

総理は、日印の原子力協力原則合意に関し、万が一、インドが核実験を行うようなことがある場合には、日本からの協力を停止することになると述べられました。ところが、当時の日印会談の概要や両国の共同声明には、インドが核実験を行った場合の協力停止措置については一切盛り込まれていません。なぜ国会に報告したこのような措置が共同声明等に盛り込まれていないのか、実際にインドに対しこの点を明確に発言したかについて、お答えください。(総理)

インドとの原子力平和利用に関する二国間協定を締結した米国やフランスは、IAEAによる保障措置への協力を求めており、これは総理が言及した核実験禁止よりも厳しい条件です。唯一の被爆国として、国際的な不拡散体制を推進して

きた我が国の総理としては、他国よりもより厳しい立場で NPT を無視し続けてきたインドに対して臨まなければならないはずなのに、総理はなぜ、米国やフランスが課しているよりもはるかに緩やかな条件を挙げて、インドに対する原子力協力を報告されたのですか。インドが IAEA による査察を断り、多くの国がインドに制裁を科してもなお、我が国は核実験を再開するまで協力を継続することになるのか、総理、お答えください。(総理)

かりに他国と同様な保障措置をインドに求めるのだとすれば、なぜそのことが共同声明や日印会談の概要に記されていないのか、お答えください。(総理)

4日に総理は国会において、インドによる核実験がある場合には日本の協力を停止すると明言されました。その後、外務省に本件について二度に亘り確認したところ、協力停止措置に関する報道ではあるかもしれないが、協定の中身にかかわるのでお話しすることはできず、政府要人がそのことについて話したこともない、これは政府としての立場であるとの回答がありました。官僚は総理すら、政府要人と認めていないのかもしれませんが、政府のたがが緩んでいることには、いまさら驚きません。より重要な懸念は、総理が誇られた成果が、有効に機能しないのではないかという点です。総理は、インドの核実験再開の場合の日本の協力停止は、インドを国際的な不拡散体制に実質的に参加させ、不拡散を推進することになると誇らしげに胸を張られました。昨日の岡田代表による衆議院での質疑でも、この合意の不明確さが指摘されましたが、総理の胸を張られた協力停止について、政府が一丸となってこれを維持しなければ、実効性を持たず、メッセージにすらなりません。総理、合意文書に明記されず、両国首脳会談の概要でも触れられず、総理が発言されてもなお外務省が否定する日本側の制裁措置を、あなたはいかにして担保し、国民に対して理解を求めおつもりなのか、明確な答弁を求めます。(総理)

総理は、複数の国において、新たに成立した安全保障法制についてご説明を行われたようですが、具体的にどのような説明を行われたのですか。特に、集団的自衛権行使に関する部分については、前国会での審議を通じて、ホルムズ海峡の機雷掃海は総理ご自身が取り下げ、米艦防護は、中谷防衛大臣が退避邦人の乗船は必ずしも必要ないとし、弾道ミサイル対処中のイージス艦防護は、弾道ミサイル対処中の船に限られず、横須賀に配備されたすべての米艦を対象とすると中谷大臣が認め、限定的な集団的自衛権行使の限定する例としては成立しなくなっています。具体的な事例抜きに、他国にどのように集団的自衛権行使を説明していくおつもりですか。あるいは、他に集団的自衛権行使の具体

例を他国に説明しているのでしょうか。総理、お答えください。(総理)

一昨年末、特定秘密保護法が、多くの国民が注目する議論を巻き起こしました。国の安全保障において秘密があるのは理解しますが、国会として監視・検証すべき点があることもまた当然です。それにもかかわらず、政府提出の特定秘密指定管理簿の内、本院の情報監視審査会において複数の審査会委員が特定秘密の指定について疑義があるとした案件について、政府は提出に難色を示しました。政府が提出に難色を示した国家安全保障会議および警察庁指定の特定秘密各一件は、審査会において与党多数で否決され、審査会として提示要求すらできませんでした。審査会に提示できないならば、政府による疎明という制度が定められているにもかかわらず、これでは、政府与党が結託して都合の悪い秘密を隠すのではないかという、法案審議の際の懸念を再び惹起しかねないのではないのでしょうか。政府としては、謙虚に国会の審査会における審議に資するよう協力し、特定秘密の指定の客観性を保証すべきと考えますが、総理の見解を問います。(総理)

さて、本年は申年です。猿といえば、見ざる聞かざる言わざるの三猿が思い浮かぶかもしれませんが、国会、少なくとも野党は政府にとって都合の良いように見ざる聞かざる言わざるを押し通す機関ではありません。政府に都合が悪いからといって国会を召集せず、民主主義を蔑ろにし、数の横暴で特定秘密の要求すらさせず、説明責任すら果たさない政府の立場は、総理がしばしば言及される建設的な議論を阻害するものに他なりません。今国会においては、政府と国会が真摯に議論をできるよう、政府として法と民主主義の原則に基づきご対応いただけるよう切に要望し、民主党を代表しての質問とさせていただきます。